

第6回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会（議事要旨）

1. 日時 令和元年12月9日（月）13:30～15:30

2. 場所 神戸市役所1号館14階大会議室

3. 議題

- (1) 災害時における要援護者の状態に応じた支援のあり方について
- (2) 災害時に必要な要援護者情報の活用について
- (3) 共助による要援護者支援の取り組み推進
- (4) 要援護者の移送支援方策の検討に係る対応状況について

（■委員発言 □事務局発言）

事務局より、資料1-1から資料1-4まで順次説明。以降、質疑応答。

- ケアプラン等への災害避難情報の記載について、障害者については障害者地域生活支援センター等と協議するとあるが、具体的な協議先はどこか。
- 障害者地域生活支援センター委託事業者以外にも、特定の事業者との協議を想定している。
- 本日欠席の委員より、障害福祉サービス事業者に対しても、ケアプラン同様、セルフプラン作成時やモニタリング時に災害時の項目を盛り込んでもらうことや、災害時のことを話題に出してもらうことについて、意識付け、協力依頼をするべきであるとの意見をいただいている。
- 簡易な個別支援計画を作成する対象は、支援が必要、不要の区分をせず、介護・障害サービス利用者全員を対象と考えているのか。
- 全員と考えている。
- 高齢者の場合は、ケアプランで、かなりの対象者をカバーできると思うが、障害者の場合、サービス等利用計画を立てている方が極めて少ないという点についてどのように考えているか。
- 障害者手帳1級、2級の方でも、サービス受給者の割合は1割程度である。簡易な個別支援計画作成については障害福祉サービス事業者にも何らかの協力をお願いできないか検討している。障害者の中には介護保険を併用されている方も多く、状況把握に努め、支援につながるような形を考えている。
- 障害者区分の認定調査時の勘案事項に入れることは難しいか。
- 検討課題であると考えている。
- 新しい仕組みの導入は、スタートから完了するまでどうしても時間がかかる。まずはモデル案としてスタートし、意見を反映しながら、最終的な形にしていけばよいのではないか。
- 簡易な個別支援計画について、網羅的に取り組むことは画期的であると思う。カバー率が十分でなくともまず取り組んでみて、ニーズや避難行動に対する支援が必要かを実態として把握するだけでも大きな意味がある。取り組みの中で実効性のあるものに改善していただきたい。
- 簡易な個別支援計画作成の取り組みは是非進めて欲しい。また、要援護者について、どこに

どのような方が存在するか、地域別にマッピングが必要であると考え。その上で、それぞれの方の避難先を決めておくべきではないか。

- 基幹福祉避難所は直接避難する避難所ではなく、あくまでも災害直後の避難先は一般避難所であり、そこでの生活が難しいと保健班が判断した場合、移送先の一つとして基幹福祉避難所があるという位置付けとしてはどうかと考えている。保健班が判断した必要な方のためにベッドを確保しておく避難所という考え方である。基幹福祉避難所と福祉避難所の違いは、基幹福祉避難所は災害直後に開設され、福祉避難所は災害発生から5日以内に開設されるという時間の経過の違いである。また、民生委員や地域の方が要援護者を発見し、保健師との電話相談で基幹福祉避難所への移送が適当と判断された場合は、基幹福祉避難所から迎えに来てもらうような仕組みまで考えていきたい。
- 施設等入所者は避難行動支援としての要援護対象者から外して良いと思う。また、簡易な個別支援計画作成について、障害者の場合、デイサービスではケアマネジャーのような方もおらず、障害者地域生活支援センターとの連携もほとんどない。具体的にどのように進めていくのか。
- サービス等利用計画を作成している方は、障害者地域生活支援センターや特定の事業者に協力してもらうことを考えている。また、サービス等利用計画を作成していない方について、デイサービスでも何らかの個別計画があるかと思っており、今後の調整ではあるが、その事業者に協力いただくことを検討したいと考えている。
- 精神障害者について、一般避難所での滞在が難しい場合、どこに移動すべきか。
- 症状の重い方は医療機関となるが、そこまではない方は一般避難所内の福祉避難スペースにて、一般の方と交わらない形で過ごしていただけるよう配慮・支援していく。
- 災害時にはDPA Tの支援が入ってくるが、福祉避難スペースでのDPA Tの対応についても具体的に考えてもらいたい。
- 要援護者が一般避難所でなく、普段通っている施設や知っている施設に直接避難することが想定され得る。その場合の対応も考えておくべきではないか。
- 基幹福祉避難所や福祉避難所、福祉避難スペースなど、どこで、どれだけ空きがあるのか等、情報共有のあり方、ICT化についてどのように考えているのか。
- ICT化が理想であるが、現状では、保健福祉局の専門チームを立ち上げ、情報を集約し、各区の保健班へ適宜情報提供していく形となる。
- 基幹福祉避難所の入り口の議論として、直接避難できることが大きな目玉であったはずだ。現状の整理の中ではやむを得ないとも思うが、簡易な個別支援計画を作成する中で、明らかに最初から一般避難所では無理だとわかっている方に対しては、直接、避難していただくような情報提供をしなければ、福祉避難所とどう違うのかということになる。
- 地域の中には直接避難が必要な方もおられると思われる。簡易な個別支援計画を作成する中で確認していきたい。
- トリアージ・スクリーニングについてはマンパワーの問題もあるので、保健班が全てを担うのではなく、神戸市の社会福祉専門職員、社会福祉士会、DWA Tなども含めて複合的に考えていく方がよいのではないか。
- CSCATTT（「指揮・統制」、「安全」、「情報伝達」、「評価」、「トリアージ」、「治療」、「運

送)」という災害医療の原則があり、その中でもトリアージが大切である。保健師が経験を積み、研修を行い、トリアージをしっかりと行っていくことが必要であるとする。

- 災害時に保健師がすべてをトリアージすることは本当に難しい。発災直後は自助で対応しきれないところを行政が担い、3～4日経てば各方面から支援者が入ってくるため、市は受援側としてコーディネートする方に回することを想定している。
- 要援護対象者のあり方についても欠席の委員より意見をいただいている。災害時要援護者リストの対象者として、知的障害の方は程度が軽くても、避難の判断や人とのコミュニケーションで不安があり、避難行動に支援が必要であると思う。どこに避難してよいかかわからないだろうし、近くの人に声をかけることもできない。療育手帳Aだけでなく、B1、B2の単身の方も対象に含まれ得るのではないかのご意見である。
- 要援護対象者として施設等入所者は対象外とすることは適当であるが、台風第19号では小さな施設自体が丸ごと被災した例もあり、施設に災害時の行動計画を立ててもらうことも意識してもらいたい。
- 福祉避難所は災害発生後5日以内に開設とあるが、福祉避難所となっている施設が事業継続できるのか、小さな施設は機能できているか、受け入れが可能なか等、情報がばらばらな状態で中央集約されることについて、仕組みを引き続き検討していく必要があると考える。
- 基幹福祉避難所が21カ所、500名というのは、神戸の人口規模からして少ない。また、障害者施設の基幹福祉避難所への指定を引き続き検討してもらいたい。

事務局より、資料2から資料4まで順次説明。以降、質疑応答。

- 行政が保有する要援護者情報については、一元化は難しいのか。
- 当初は一つの台帳としてまとめていくことを想定していたが、現実的には難しい。それぞれの台帳の有用な情報を共有化するような仕組みを検討していきたい。
- 一気に変えていくことは現実的な方法ではない。将来ICT化していく上で、台帳に記載する基本項目を合わせておくほうがよい。
- 高齢者については、民生委員やあんしんすこやかセンターにより、一定程度、状況把握ができていけると言える。全国的には高齢者と障害者が対比されるが、東日本大震災でも高齢者に比べ、障害者の支援がなかなかできなかったことが一つの反省点としてある。
- 災害時要援護者リストは年2回更新とあるが、他の台帳はどのくらいの頻度で更新されているのか。
- 高齢者見守り台帳は、対象者によって民生委員の見守る頻度が一律ではないため、新しい情報があれば順次更新していく形になっている。
- 障害者見守り台帳は、順次開設している障害者支援センターに見守り支援員を1名配置し、この支援員が地域の方とどういった形で障害者を見守っていくのか、情報収集、情報連携の方法などを協議中である。台帳の更新は年1回を想定している。
- 地域による共助の取り組みに、基幹福祉避難所が関わっていくなどの想定はあるか。
- 地域で熱心に訓練等の取り組みをされている団体などには基幹福祉避難所の訓練への声かけをしており、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会の方などに参加いただい

ている。また、北区では来年3月に、医師会と基幹福祉避難所が合同訓練を行う調整をしている。

- 積極的に取り組んでいただき、訓練の効果を検証し、改善を重ねてほしい。
 - 命を守るということでは避難が第一歩である。高齢のひとり暮らしの方や知的、精神、視覚、聴覚などの障害の方の避難支援は、共助が基本になると思う。避難訓練、災害対応訓練を通じ、モデルケースを積み重ねていくことが必要であると考えている。
 - 災害直後の救命救急期は権限を持っている自治体等が中心となり、災害対応にあたるが、避難所等へ避難した後については、自治体は後方支援に回り、共助や地域の資源を活用すべきである。熊本地震では自治体職員が避難所運営に手を取られ、罹災証明の発行など本体の自治体業務が遅れたという事例もあった。民間の力、地域住民の力をどう醸成していくかは、社会福祉協議会の役割が大きいと思う。
 - 各施設に依頼している車両に関する調査はいつ集約できるのか。
 - 次回1月の検討会時にはお示しできると考えている。
 - 車両調査の取り組みは、大変意義があると思っている。災害時のいざという時に何らかの協力をしてほしいというメッセージにもなっており、施設職員の中にも地域交流していこうという機運が出てくるきっかけになるとしている。
 - 要援護対象者のあり方について、乳幼児、妊産婦については、一般避難所ではなく、福祉避難スペースなど、他の避難者に気を使わなくても良いスペースをしっかりと確保して欲しい。
 - 今回お示しした資料のうち、別紙1については、災害時の要援護者の捉まえ方ということになるが、ケアプラン等による簡易な個別支援計画という考え方を導入することで、地域での取り組み、対応をより網羅していけるのではないかとこの考え方をお示しさせていただいたものである。また、別紙2については、基幹福祉避難所の位置付けなど、これまでの方向性を一部変え、一般避難所と福祉避難スペース、福祉避難所と併せて、時間的な切り分けで整理することが、利用者の方、市民の方に分かりやすいのではないかとこのこと、お示しさせていただいた。
- さらに、実際の運用として、災害発生直後の基幹福祉避難所の21箇所、500名の容量は、アナログでも対応できる範囲内ではあるが、他からの応援が入り、福祉避難所が開設する段階となれば、市職員の頑張りだけでは難しい。継続的に対応できる仕組みをつくり上げていくことが、今後の大きな課題ではないかと認識している。
- 簡易な個別支援計画作成の取り組みは画期的であると思う。取り組みについては是非発信していただき、多くの方に周知をしてもらいたい。

【今後の予定について】

第7回検討会 令和2年1月17日（金） 13:30～15:30